

答 申

1 審査会の結論

諮問第107号案件「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の公募委員（任期 平成30年6月1日から2年間）選考に関して、応募者が提出した作文。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・電話番号に係る記述を除く。」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、平成30年10月22日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人（以下単に「請求人」という。）が行った「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の公募委員（任期 平成30年6月1日から2年間）選考に関して、応募者が提出した作文。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・電話番号に係る記述を除く。」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成30年10月18日付けで行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 区のおしらせ「せたがや」平成30年4月15日号の4ページに掲載された情報公開・個人情報保護審議会委員の募集の記事においては、事後に応募作文の類を開示しない旨の告知は特に記載されていない。世田谷区（以下単に「区」という。）は本件処分の理由として、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び条例第7条第6号（行政運営情報）に該当すると主張するが、本件のような応募作文の類を開示請求された前例がないために、後付けによる理由を主張したと考えられる。

イ 応募者は、区民公募委員に応募するほどの意欲や知識を持っていると考えられるため、条例第13条第1項（第三者保護に関する手続）に基づき、意見照会が行われるであろうことは当然予想しているものと推測される。本件の場合、応募者各自が本件作文の公開及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。

ウ 他の地方公共団体では意見照会を実施しているところがあるにも関わらず、

区は、意見照会は義務的な規定ではないため、第三者に対する意見書提出の機会の付与等を行わなかったことに違法又は不当な点は認められない旨を主張しており、仮に実施機関が意見照会を行い、応募者が公開に同意する意思表示をした場合の対応については何ら言及していない。過去に、同種の開示請求に対して意見照会を実施した先例がないため、実施したくないという実施機関の怠慢は是認できない。

エ 著作権法第18条第3項第3号は、未公表の著作物が地方公共団体に提供された場合、著作者が別段の意思表示をした場合を除き、公表することについて同意したものとみなす旨を規定していることから、公開に同意の意思表示をした応募者が作成した作文を開示しても公表権を侵害するおそれはないものと解すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、非開示とした本件審査請求に係る対象文書について、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第6号（行政運営情報）の情報に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 本件処分で非開示とした文書は、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の公募委員への応募を目的として提出されたものである。

当該文書には、個人の経歴等、特定の個人を識別できる情報が含まれており、当該部分は、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する。

また、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても、応募者が自分の社会観等に基づいて募集のテーマに対する意見等を表した各人の人格と密接に結びついたものであり、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当する。

さらに、当該文書を公にすることにより、各応募者と区との信頼関係を損ねるなど、今後の委員公募を行う際の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号（行政運営情報）に該当するため、本件処分を行った。

(2) 請求人は、審査請求書で「条例第13条第1項に基づく意見照会を応募者全員に実施し、応募者各自が本件作文の公開及びその範囲について、自ら決定すべき」と主張する。しかし、同項は、開示請求に係る行政情報に区以外のもの（第三者）の情報が記録されているときは、慎重かつ公正な開示決定等をするため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる旨を定めたものである。ただし、この場合は、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務づけたものではなく、また第三者に対し、開示決定等についての同意権を与えたものでもない。開示・非開示の判断は、あくまで第三者に関する情報が条例第7条に規定する

非開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の判断によって決まるものではない。

- (3) また、請求人は、審査請求書で「実施機関は、本件のような応募作文の類を開示請求された前例がないため、後付けによる理由を主張したと推測される」としている。しかしながら、当区では、同種の事案（世田谷区情報公開・個人情報保護審査会答申第53号「世田谷区基本構想審議会区民委員選考応募作文」）について、当時の世田谷区情報公開・個人情報保護審査会において、個人の氏名等を除いた場合においても、対象情報を全部非開示とすることが妥当であるとの判断が出ており、そのような推測は当たらない。
- (4) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の公募委員（任期平成30年6月1日から2年間）選考に関して、応募者が提出した作文。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・電話番号に係る記述を除く。」と認められる。

本件請求に対し、実施機関は、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第6号（行政運営情報）に該当するとして、本件処分を行っている。よって、当審査会はこの非開示の該当性について以下判断するとともに、請求人が、本件処分を行うにあたり実施機関は条例第13条第1項（第三者保護に関する手続）の規定に基づき意見照会を行うべきであったと主張していることから、その要否について順次判断する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、当該文書には、請求人が本件請求で対象外とした、応募者の氏名、住所、電話番号等といった個人識別性の高い個人に関する情報以外に、応募者の作文中に個人の経歴等、特定の個人を識別することができる情報が含まれていることを確認した。よって、当該部分は、同号に該当すると認められる。

次に、当審査会は、前述の特定の個人を識別することができる部分を除いた部分

について審査した。本件審査請求対象文書は、応募者が自分のこれまでの経歴、社会観等に基づいて募集のテーマに対する意見等をありのままに表しているものであり、各人の人格と密接に結びついているものである。よって、個人の氏名、住所、電話番号等を除いた場合においても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、同号に該当すると認められる。

したがって、条例第7条第2号に該当するとして本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて公にすることにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

当審査会が見分したところ、本件審査請求文書は、公募委員の選考における評価対象となる文書であるということができ、公にすることにより、各応募者と区との信頼関係が損なわれ、今後の委員公募を行う際の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第6号に該当するとして本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

(4) 条例第13条第1項に基づく意見照会の要否について

条例第13条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政情報に区以外のもの（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、・・・意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定している。

同項は、開示請求に係る行政情報に第三者の情報が記録されているときは、慎重かつ公正な開示決定等をするため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる旨を定めることにより、第三者にも防御の機会を保障するものであるが、実施機関が主張しているとおおり、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務づけたものではなく、また第三者に対し、開示決定等についての同意権を与えたものでもない。

したがって、実施機関が本件処分を行うにあたり、条例第13条第1項に基づき事前に意見照会をしなかったことが本件処分を取り消すべき違法・不当な行為であると認めることはできない。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成31年2月1日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第107号）
平成31年2月14日	（平成30年度第12回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成31年4月4日	（平成31年度第1回審査会） ・諮問事項を審査した。
令和2年1月21日	（令和元年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年1月31日	審査庁（世田谷区長）に答申した。